

## 東日本大震災により被害を受けた場合等の税金の取扱い（個人用） （パンフレット一覧表）

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により被害を受けた個人の方や復興推進に向けた取組を対象として、所得税や消費税などについて、各種の税制上の措置があり、以下のような説明用パンフレットをご用意しておりますので、ご利用下さい。

この一覧表は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。）により被害を受けた個人の方などに対する税制上の措置について、国税庁で作成している各種パンフレットを案内するものです。

一覧表の初めに関係する税目を【】書きで、ご覧いただくパンフレットを《》書きで表示し、表示されている記号（所01など）は、各パンフレットの右肩に記載されている記号を示しています。各記号は、それぞれの税目を表示しており、具体的には、所＝所得税、消＝消費税、自重税＝自動車重量税、印紙＝印紙税、相＝相続税・贈与税、登免＝登録免許税、納＝納税の緩和制度となっております。

一覧表に記載されている表題は、各パンフレットの表題となっており、各表題の下に各税制上の措置の項目等を表示しておりますので、参考にして下さい。

なお、ご要望のパンフレットがない場合は、最寄りの税務署等にお問い合わせ下さい。また、これらのパンフレットは、国税庁ホームページにも掲載しています。

### 【所得税】《パンフレット記号 所01》

〔⇒所05及び所07も併せてご覧下さい（税制上の追加措置がなされています。）〕

#### ○ 東日本大震災により被害を受けられた方へ（所得税関係）

この度の震災により被害を受けた個人の方を対象として、申告・納付等の期限延長、雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減又は免除、源泉所得税の徴収猶予・還付、住宅借入金等特別控除の特例、財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税などの税制上の措置があり、その概要を説明したものです。

なお、事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方は、所02「東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ（個人事業者の所得税、消費税関係）」も併せてご覧下さい。

また、「住宅借入金等特別控除の特例」について措置の拡充がなされるなど、追加して措置されたものもあるため、所05「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（所得税関係）」及び所07「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（平成24年度及び平成25年度の税制改正による所得税（譲渡所得関係を除く）の追加措置）」も併せてご覧下さい。

### 【所得税・消費税】《パンフレット記号 所02》

〔⇒所05、所06及び所07も併せてご覧下さい（税制上の追加措置がなされています。）〕

#### ○ 東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ

（個人事業者の所得税、消費税関係）

この度の震災により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方を対象として、被災事業用資産の損失に係る取扱い、純損失の繰越控除、被災代替資産等の特別償却などの税制上の措置があり、その概要を説明したものです。

なお、「被災代替資産等の特別償却」について措置の拡充がなされるなど、追加して措置されたものもあるため、所05「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（所得税関係）」、所06「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（譲渡所得関係）」及び所07「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（平成24年度及び平成25年度の税制改正による所得税（譲渡所得関係を除く）の追加措置）」も併せてご覧下さい。

【所得税】《パンフレット記号 所03》

- 東日本大震災により被害を受けられた方へ  
(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)

この度の震災によりご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方が、雑損控除を適用する場合において、被害を受けた住宅や家財、車両の損失額を計算することが困難なときの計算方法(損失額の合理的な計算方法)を説明したものです。

【所得税】《パンフレット記号 所04》

- 平成22年分の所得税の還付に関する判定表

この度の震災によりご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方が、災害減免法又は雑損控除の適用により、平成22年分の源泉徴収された所得税や納付した所得税の還付を受けられるかどうかを判定する際にご利用いただくものです。

【所得税】《パンフレット記号 所05》

[⇒所06及び所07も併せてご覧下さい(税制上の追加措置がなされています。)]

- 東日本大震災に関する税制上の追加措置について(所得税関係)

震災特例法の一部改正等により、この度の震災により被害を受けた個人の方等を対象として、住宅借入金等特別控除の特例、雑損控除の損失額の計算等における災害関連支出に係る対象期間の延長の特例、雑損失の繰越控除等の要件の改正、復興特別区域に係る税制上の特例措置、被災代替資産等の特別償却の対象への二輪車等の追加等、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却、復興指定会社が発行した株式を取得した場合の所得控除及び譲渡所得に関する特例など、新たな税制上の措置が追加されたことから、その概要を説明したものです。

なお、平成24年度及び平成25年度の税制改正により追加して措置されたものもあるため、所06「東日本大震災に関する税制上の追加措置について(譲渡所得関係)」及び所07「東日本大震災に関する税制上の追加措置について(平成24年度及び平成25年度の税制改正による所得税(譲渡所得関係を除く)の追加措置)」も併せてご覧下さい。

【所得税】《パンフレット記号 所06》

- 東日本大震災に関する税制上の追加措置について(譲渡所得関係)

震災特例法の一部改正により、この度の震災により被害を受けた居住用家屋を所有していた方の相続人等を対象として、「被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」や「特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例」について税制上の措置が追加されたことから、その概要を説明したものです。

【所得税】《パンフレット記号 所07》

- 東日本大震災に関する税制上の追加措置について(平成24年度及び平成25年度の税制改正による所得税(譲渡所得関係を除く)の追加措置)

平成24年度及び平成25年度の震災特例法の一部改正等により、この度の震災により被害を受けた個人の方等を対象として、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例、復興特別区域に係る税制上の特例、避難解除区域等に係る税制上の特例、企業立地促進区域に係る税制上の特例、特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例について税制上の措置が追加されたことから、その概要を説明したものです。

【消費税】《パンフレット記号 消(個)01》

- (個人事業者用) 東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ  
消費税法の特例に関するお知らせ

この度の震災により被害を受けた個人事業者の方を対象として、消費税課税事業者選択届出書の提出時期などについて、税制上の特例措置があり、その概要を説明したものです。

【自動車重量税】《パンフレット記号 自重税01》

[⇒自重税02も併せてご覧下さい(税制上の追加措置がなされています。)]

- 東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ

この度の震災により被害を受けた自動車を所有する方又は使用する方は、自動車重量税について、税制上の特例措置が講じられ、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

なお、本特例措置については、追加措置によりその拡充がなされているため、自重税02「東日本大震災に関する税制上の追加措置について(自動車重量税関係)」も併せてご覧下さい。

【自動車重量税】《パンフレット記号 **自重税02**》

○ 東日本大震災に関する税制上の追加措置について（自動車重量税関係）

震災特例法の一部改正により、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税措置の適用対象の範囲に二輪車等が追加されたことから、その概要を説明したものです。

【印紙税】《パンフレット記号 **印紙01**》

〔⇒**印紙02**も併せてご覧下さい（税制上の追加措置がなされています。）〕

○ 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について

この度の震災により被害を受けた方は、印紙税について、税制上の特例措置が講じられ、「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税が非課税とされる場合があります、その概要を説明したものです。

なお、「特別貸付けに係る『消費貸借に関する契約書』の非課税」及び「被災者が作成する『不動産の譲渡に関する契約書』等の非課税」について措置の拡充がなされるなど、追加して措置されたものもあるため、**印紙02**「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（印紙税関係）」も併せてご覧下さい。

【印紙税】《パンフレット記号 **印紙02**》

○ 東日本大震災に関する税制上の追加措置について（印紙税関係）

震災特例法の一部改正により、印紙税について、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置の拡充や、一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置の創設など、新たな税制上の措置が追加されたことから、その概要を説明したものです。

【相続税・贈与税】《パンフレット記号 **相01**》

〔⇒**相04**も併せてご覧下さい（税制上の追加措置がなされています。）〕

○ 東日本大震災により被害を受けられた方へ（相続税・贈与税関係）

この度の震災により被害を受けた方は、相続税及び贈与税について、申告・納付等の期限延長、課税価格の計算の特例、納税の猶予などの税制上の措置があり、その概要を説明したものです。

なお、**相02**「東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし」、**相03**「東日本大震災により被害を受けられた方へ（相続税・贈与税に係る財産評価関係）」を併せてご覧下さい。

また、『住宅取得等資金の贈与税の特例』に係る入居要件等の特例について措置の拡充がなされるなど、追加して措置されたものもあるため、**相04**「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（相続税・贈与税関係）」も併せてご覧下さい。

【相続税・贈与税】《パンフレット記号 **相02**》

○ 東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし

この度の震災により相続若しくは遺贈又は贈与により取得した家屋や自動車などに被害を受けた方は、災害減免法により相続税又は贈与税が減免される場合があります、その概要を説明したものです。

【相続税・贈与税】《パンフレット記号 **相03**》

○ 東日本大震災により被害を受けられた方へ（相続税・贈与税に係る財産評価関係）

この度の震災により被害を受けた財産の相続税又は贈与税における評価方法等について、その概要を説明したものです。

【相続税・贈与税】《パンフレット記号 **相04**》

○ 東日本大震災に関する税制上の追加措置について（相続税・贈与税関係）

震災特例法の一部改正により、この度の震災により被害を受けた方を対象として、相続税及び贈与税について、「震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」や「震災に係る非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例」など、新たな税制上の措置が追加されたことから、その概要を説明したものです。

【登録免許税】《パンフレット記号 **登免01**》

〔⇒**登免04**も併せてご覧下さい（税制上の追加措置がなされています。）〕

○ 東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例について

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税を免除する特例を受けられる場合があります、その概要を説明したものです。

手続き等の詳細は、**登免02**「東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例のあらまし」をご覧ください。

また、「被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除」について措置の拡充がなされるなど、追加して措置されたものもあるため、**登免04**「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（登録免許税関係）【詳細版】」も併せてご覧下さい。

【登録免許税】《パンフレット記号 **登免02**》

〔⇒**登免04**も併せてご覧下さい（税制上の追加措置がなされています。）〕

○ 東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例のあらまし

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税を免除する特例を受けられる場合があります、免除の手続等を具体的に説明したものです。

なお、登録免許税を免除する特例を受けられる場合であっても、その適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりませんのでご注意ください。

また、「被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置」、「被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置」及び「再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置」について措置の拡充がなされるなど、追加して措置されたものもあるため、**登免04**「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（登録免許税関係）【詳細版】」も併せてご覧下さい。

【登録免許税】《パンフレット記号 **登免03**》

○ 東日本大震災に関する税制上の追加措置について（登録免許税関係）

震災特例法の一部改正により、この度の震災により被害を受けた建物や農用地を再取得した方や法人の本店等に移転した場合などには、新たな税制上の追加措置として登録免許税を免除する特例を受けられる場合があることから、その概要を説明したものです。

なお、一部の措置については、一定の手続により、平成23年3月11日以後の登記に遡って登録免許税が免除され、これにより登録免許税の還付を受けられる場合があります。

手続き等の詳細は、**登免04**「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（登録免許税関係）【詳細版】」をご覧ください。

【登録免許税】《パンフレット記号 **登免04**》

○ 東日本大震災に関する税制上の追加措置について（登録免許税関係）【詳細版】

震災特例法の一部改正により、この度の震災により被害を受けた建物や農用地を再取得した方や法人の本店等に移転した場合などには、新たな税制上の追加措置として登録免許税を免除する特例を受けられる場合があることから、その免除手続等を具体的に説明したものです。

なお、登録免許税を免除する特例を受けられる場合であっても、その適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりませんのでご注意ください。

【納税の緩和制度】《パンフレット記号 **納01**》

○ 災害を受けた場合の納税の緩和制度について

この度の震災により財産に相当の損失を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合は、納税の猶予等の納税の緩和制度の適用を受けることができる措置があり、その概要を説明したものです。

(注) 略称

- ・ 災害減税法…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
- ・ 震災特例法…東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例等に関する法律